

公社日技 02-04 号
2024 年 2 月 9 日

地域組織会長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会
副会長 奥村 英世
(公印省略)

国家資格等オンライン・デジタル化に伴う
会員等のマイナンバーカード取得推進について (ご依頼)

毎々の会務ご協力、誠に深謝申し上げます。

さて、国としてデジタル化の実現が急務と捉えマイナンバーカードの普及・利用促進を図っていることは周知の通りであり、厚生労働省医政局歯科保健課からも当会へマイナンバーカード取得促進への協力依頼がされているところです。

つきましては、すでに人口の7割を超える国民がマイナンバーカードを保有しているといわれていますが、貴職におかれては、所属会員各位に対しマイナンバーカード取得促進へ向けた周知、啓発を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、行政庁においては、歯科技工士を含む80に及ぶ国家資格等について、マイナンバーを利用した手続きのデジタル化(資格取得、更新等の手続き時の添付書類の省略等)を進めており、2024年度中には資格所持者が当該資格を所持していることをマイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるようサービスを順次開始する予定となっています(別添資料参照)。

今後このサービスが開始されれば、自身の歯科技工士資格をマイナンバーに登録することにより、取引先の歯科医療機関等にも歯科技工士免許を有する者であることを容易に証明することができる等、歯科技工士免許を持たない者との識別の一助となり、国民により安心安全な歯科補てつ物等を供給することにつながります。

今後とも本会活動にご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 同送資料 「国家資格等オンライン・デジタル化の概要」

以上

(本件に関する問合せ先)

公益社団法人 日本歯科技工士会 (担当事務局：大勝)

TEL : 03-3267-8681 FAX:03-3267-8650

e-mail : k-daikatsu@nichigi.or.jp

国家資格等オンライン・デジタル化の概要

・本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

実現イメージ

施策1：オンライン申請等の実現

マイナポータルや公的個人認証の活用による
 ①申請手続きのデジタル化・オンライン化
 ②厳格な本人確認 等の実現

施策2：住基ネット・戸籍等との連携

住基ネット・戸籍との連携により
 ①添付書類の省略や変更手続きの不要化
 ②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現



マイナンバー連携
 住所・死亡情報等の連携



資格申請者等

①申請・照会

④通知・資格表示等

オンライン申請

(資格毎の各種申請)
 - 資格登録申請
 - 登録事項変更申請
 - 登録抹消申請
 - 受験申請...etc

各種お知らせ

(資格毎の各種通知)
 - 資格更新手続の案内
 - 申請不備通知...etc

資格情報提供

(資格情報提供)
 - デジタル資格証の表示
 - 資格情報の提供...etc

マイナポータル

②データ連携

③データ連携

資格・試験管理

(資格・試験管理事務)
 - 各種申請審査
 - 資格・試験名簿管理
 - 資格証等発行
 - 各種通知 ...etc



国家資格等情報連携・活用システム

API連携

資格データ連携
 移行・統合・連携等

民間アプリ等



資格管理者等

本施策の位置付け

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

(3) マイナンバー制度の利用の推進

③ 「オンライン市役所サービス」の推進（各種免許・国家資格等のデジタル化の推進）

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、（中略）マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

また、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を進め、2024年度（令和6年度）には、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるように、デジタル化を開始する。

さらに、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等について、令和5年（2023年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を開始したところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」より抜粋

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- ・税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定※することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉒	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉓	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉔	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉕	救急救命士		

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）に基づくマイナンバー法等の改正によりマイナンバーの利用が可能となった。

国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

- 第211回国会（令和5年通常国会）を経て、新たにマイナンバーを利用できる国家資格等の具体例（約50資格）※

【こども家庭庁】

- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受精調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）

